

新潟市景観審議会運営規程

第1条 この規程は、新潟市景観審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、新潟市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 会長は、審議会を招集するにあたり、少なくとも開会日の3日前までに、議案を各委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第3条 審議会の議事録は、会長の指名する委員が確認し、事務局で保管するものとする。

第4条 会長は、議事の運営上必要がある場合には、傍聴人の数を制限し、又は退場を命ずることができる。

第5条 第2条から第4条までの規定は、部会の場合に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6条 委員の選任後、会長を選任するまでの間に限り、規則第5条第1項において、「会長」とあるのは「事務局」と読み替えるものとする。

第7条 審議会は集合形式による会議を原則とするが、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、WEB形式又はWEB形式と集合形式の併用による審議会を開催することができるものとし、委員は、WEB形式による会議への出席をもって、審議会に出席したとみなすものとする。

- （1）不測の事態により、委員の全部又は一部が集合形式の出席が困難な場合
- （2）その他、委員の全部又は一部が集合形式の出席が困難で会長が認めた場合

附 則

この規程は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。